

## 富里市自動販売機設置事業者募集 共通仕様書

### 1. 目的

富里市（以下「市」という。）の庁舎等において、施設利用者及び職員が利用する自動販売機（以下「自販機」という。）の自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を選定するために必要な事項を定める。

### 2. 設置事業者募集物件

- (1) 設置場所等は別紙のとおり
- (2) 貸付期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで
- (3) 販売価格 販売価格は、標準小売価格より10円以上安い価格とすること。
- (4) 設置事業者の決定方法

予定価格以上の金額で、最高額の貸付料で入札した者を落札候補者とし、富里市自動販売機設置事業者募集実施要領に基づき設置事業者として決定する。

### 3. 契約上の条件

#### (1) 貸付契約の内容

本件の契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく市有財産の貸付契約とする。

#### (2) 貸付料等

- ① 貸付料は、市が設置事業者として決定した者が入札書に記載した額に消費税を加えた額を月額貸付料とし、当該年度分を市が発行する納入通知書により市が指定する日までに一括納入しなければならない。なお、貸付料は、次の算定方法により算出する。

・月額貸付料＝ 設置事業者が入札書に記載した貸付料＋消費税及び地方消費税

- ② 電気料の納入は年度末締めとし、当該年度分を市が発行する納入通知書により市が指定する日までに一括納入しなければならない。なお、電気料は設置事業者が設置した積算電力針（子メーター）の年間電力消費量に基づき、次の算定方法により算出する。

・電気料 ＝

電気料単価（31円）× 子メーターの年間消費電力量＋消費税及び地方消費税

※1円未満の端数は切り捨てるものとする。

### (3) 設置する自販機

- ① 本体規格については、必ず現地確認のうえ、設置できる許容面積内で、できるだけユニバーサルデザインに考慮すること。
- ② 自販機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ 省エネルギー（ヒートポンプ、ゾーンクリーニング、照明の自動点灯・減光、学習省エネ、真空断熱材使用、ピークカット等）に考慮すること。
- ④ フロン・代替フロン等を使用しない等、環境対策に考慮すること。

### (4) 維持管理責任

- ① 設置事業者は年間（8月から翌7月まで）の売り上げ本数、売上金額等の販売実績を8月30日までに市に報告すること。
- ② 自販機の維持管理は、設置事業者が責任をもって行い、常に商品の在庫・補充管理を適切に行うとともに、商品の賞味期限に注意を払うこと。
- ③ 自販機の設置にあたっては、転倒防止等の安全対策を図ること。
- ④ 自販機1台に対し最低1個の空き容器分別回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルをすること。
- ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図ること。
- ⑥ 自販機の故障に伴う問い合わせ、苦情等については設置事業者の責任において対応するものとし、連絡先を見やすい位置に明記すること。